## 負担限度額認定申請書

令和 年 月 日

三戸郡三戸町長 様

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費(滞在費)に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ												保隆	者	番号	<u>t</u>					0	2	4	4	1	4
被保険者氏名												被保	険者	番号	크										
100	.,,,,,,,											個人番	;号												
生年月日					年		J	1		日															
		-																							
住所														油	絡先										
入所 (院) した			=																						
介護保険施設																									
の所在地及び 名称(※)				連絡先																					
入所(院)年月日						年		J	1		日	(*) }													
配偶者の有無				フョートステイを利用している場合は記入は不安です。 左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に																					
		ガナ		月 ・																					
配偶	氏	名											•	•••••			•••••					•			
	生年	月日				年		)	]		日	個人番	号												
者に																									
関す	住	所													連絡	各先									
る	本年1月1日 現在の住所														<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>										
事項	現 任 現 程 る る る	主所と																							
		ップリング 大沢 - 大沢 - 大沢		市町村	は民利	说	課利	辩	•		非語	果税													
	WK DE DADE			市町村民税 課税 ・ 非課税 □ ①生活保護受給者/②市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者																					
収入等に関 する申告			③市町村民税世帯非課税者であって、 □ 課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が <u>年額80万円以下</u> です。															ਰੋ							
		Ш	□ (受給している年金に○して下さい。以下に同じ。) ■ ※寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。 □ <b>受給している全て</b> □																						
			④市町村民税世帯非課税者であって、																						
				- その他の合計所得金額が <u>年額80万円を超え、120万円以下です。</u> - 日本年金機構																					
				□ 課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、																					
				預貯金、有価証券等の金額の合計が②の方は1000万円(夫婦は2000万円)、③の方は650万円(同1650																					
預貯金等に 関する申告		□ 万円)、④の方は550万円(同1550万円)、⑤の方は500万円(同1500万円)以下です。 ※第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の場合、③~⑤の方は1000万円(夫婦は2000万円)以下です。																							
			7.(7)30		/ N P / 1	1 (10	1440	1101/						->/3	100.10	00/3		その	•	(	3 1 17	<i>&gt;</i> (1)		)	
			預	拧金額	į				円			「価証券 価概算額)					円		金・  含す	・負債 ご)	*				
				※内容を記入してください																					
	ta ta	_				申請	者が	被保	険者	本人	のり	場合には		下記						要でで					
申記	青者氏征	<u>E</u>																	到	4ガ J ロ	,				
申記	青者住居	沂													本ノ	12	の関	係							

## ※注意事項

- ○この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- ○預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数所有している場合は、そのすべてを記入し、通帳等の写しを添付してくた
- ○書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- ○虚偽の申告により、不正に特定入所者サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。